	⑷ ブーム等	a ブーム、アーム及びリンク b 散水配管	この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.7 油圧装置 7.2.8 操作装置 7.2.9 安全装置 7.2.10 車体関係			この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

7.3 鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機

検査対象の構造及び装置			検査方法	判定基準
7.3.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.2 動力伝達装置 7.3.3 走行装置 7.3.4 操縦装置 7.3.5 制動装置			別表第３の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.6 作業装置	⑴ 鉄骨切断具、コンクリート圧砕具及び解体用つかみ具	a フレーム（上部フレーム及び下部フレームに限る。）	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			② 取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			③ ピンシールの損傷の有無を調べる。	③ 損傷がないこと。
			④ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がないこと。
		b 旋回装置	イ 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
			ロ 旋回制御器（鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機のものに限る。）	① 効き具合を調べる。 ／ ① 効き具合が適正であること。
				② 旋回中の異音の有無を調べる。 ／ ② 異音がないこと。
				③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ／ ③ 緩み及び脱落がないこと。
		c 油圧装置	イ 油圧モーター（旋回用に限る。） ロ 回転継手 ハ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ 油圧シリンダー（開閉用に限る。） ホ 方向制御弁 ヘ 電磁弁 ト 圧力制御弁 チ 流量制御弁	別表第１の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
		d 切断部、圧砕部及びつかみ部	イ 切断アーム、圧砕アーム及びつかみアーム	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ／ 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			ロ カッター（鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機のものに限る。）	① 亀裂、欠け及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ／ ① 亀裂、欠け及び著しい摩耗がないこと。
				② ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ／ ② 緩み及び脱落がないこと。